

株式会社ニックスグループ企業行動憲章

平成 19 年 7 月 25 日制定

令和 8 年 2 月 9 日改定

株式会社ニックスグループ（以下、ニックスグループ）は、企業姿勢・使命・企業像を社会に表明するため、経営理念を制定しました。

また、法令遵守はもとより社会規範や倫理に従い、公正で透明性のある経営体制の下で事業展開を図り、企業の社会的責任を果たすために、企業行動憲章を制定しました。

経営理念

（存在善）

ニックスグループは、Nothing to Something の合言葉のもと、常に変化し、新しいものに挑戦し、新しい製品、技術、サービスを顧客に提供し続けていく。また、仕事を通じ人格形成を図ると共に、正当な活動で顧客から得た対価を社員（従業員）に分配し、充実した人生を送る為のベースを作る。

（三方善）

ニックスグループは、自分達の利だけでなく、関係する全ての人々の利、社会への貢献を常に念頭に置き、事業を推進していく

<日々の心得：「至誠通天」全ての人に対し、「真心」「思いやり」を持ち接する>

行動憲章

適用範囲

本方針は、ニックスグループの役員と全従業員（正社員、契約社員、派遣社員を含むすべての従業員）に対して適用されます。

また、ニックスグループの企業活動に関わるビジネスパートナー（取引先、および当社グループの事業、製品またはサービスに直接関わる他の関係者）に対して、本方針を理解し、支持することを期待するとともに、本方針を尊重していただくよう働きかけます。

1. 顧客満足度の向上

ニックスグループは、製品安全の確保に努め、顧客ニーズに適合した製品・サービスを提供し、顧客満足度と信頼を追及する。

2. 社会規範の遵守と企業倫理の徹底

ニックスグループは、公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行うとともに、政治、行政との健全かつ正常な関係を維持する。

また、以下の事項を徹底し、高い倫理観を持って事業を推進する。

(1) 腐敗行為・贈収賄の禁止

あらゆる形態の腐敗行為、贈収賄、過度な接待・贈答、マネー・ローンダリングを禁止する。

(2) 公正な競争

反競争的慣行を排除し、自由で公正な市場競争を維持する。また、インサイダー取引の防止を徹底する。

(3) 利益相反の回避

公私のけじめをつけ、会社と利益相反する行為や不正行為を行わない。

(4) 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の要求には毅然とした態度で臨む。

(5) 責任ある情報管理

知的財産権を保護し、機密情報および個人情報の適正な管理と情報セキュリティの確保に努める。

(6) 内部通報制度

法令違反等に対する実効性のある内部通報制度を整備・運用し、通報者の保護を徹底する。

3. 情報開示

ニックスグループは、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。

4. 環境対応

ニックスグループは、環境問題への取り組みを、企業活動の必須条件として認識しバリューチェーン全体で持続可能な社会の実現に貢献する。

(1) 気候変動・資源循環

エネルギー消費の削減と温室効果ガスの排出削減に努める。また、水資源の保全、生物多様性の保護、

大気汚染の防止を推進する。

(2) サーキュラーエコノミーの推進

プラスチックのプロフェッショナルとして、環境配慮型素材の採用、原材料の有効利用、廃棄物の削減および適正な化学物質管理を徹底する。

(3) 製品ライフサイクル

製品の利用から使用済み段階における環境負荷低減に努め、環境に優しいサービスと持続可能な消費の促進を図る。

(4) 顧客の安全

製品安全の確保を最優先し、顧客の健康と安全に配慮したモノづくりを行う。

5. 社会貢献

ニックスグループは、社会の一員として、積極的に社会貢献活動を行う。

6. 就業環境の整備と人権の尊重

ニックスグループは、すべての人の人権を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

(1) 人権の尊重

児童労働、強制労働、人身売買を一切容認しない。また、地域住民を含む外部の利害関係者の人権も考慮し、人権デュー・ディリジェンスの実施に努める。

(2) 多様性・平等・包括性

性別、年齢、国籍、障がいの有無等による差別やハラスメントを一切排除し、多様な個性が尊重される包括的な組織文化を醸成する。

(3) 従業員の安全衛生と労働条件

法定基準を遵守した適正な労働条件（賃金、労働時間等）を維持し、労働災害のない安全で心身ともに健康な職場環境を整備する。

(4) 対話と教育

労使間の誠実な社会対話を通じて相互理解を深める。また、社員のキャリアマネジメントと専門能力向上のための教育機会を積極的に提供する。

7. 持続可能な資材調達

ニックスグループは、自社のみならずサプライチェーン全体で社会的責任を果たすことを目指す。

(1) サプライヤーとの連携

調達先選定にあたっては、品質・価格だけでなく、サプライヤーの環境慣行（環境負荷低減）や社会慣行（人権尊重・労働基準遵守）への取り組み状況を考慮する。

(2) 責任ある調達

サプライヤーに対し、本憲章の趣旨への理解と協力を求め、共に持続可能な社会の発展に寄与する。

8. 海外貢献

ニックスグループは、海外においては国際社会の一員として、現地の文化及び習慣を尊重し、誠意と相互の信頼をもって現地の発展に寄与する。

9. 推進体制

経営トップは、本憲章の精神が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、ニックスグループ全体に周知徹底させる。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行う。

本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会に対する迅速かつ的確な情報公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

株式会社ニックス

代表取締役社長

青木 一英